

平成 17 年 2 月 28 日

企業会計基準委員会 御中

中央青山監査法人  
研究センター

## 「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 16 年 12 月 28 日付で公表されました「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 4 項について

##### 【意見】

ストック・オプションの費用の相手勘定となる新株予約権は、資本の部に計上するものとするべきである。

##### 【理由】

現時点において、新株予約権を負債と資本の部の中間に独立して表示することを決定するのは適当でないとする。38 項に示されているように、貸方項目の区分表示のあり方全般についての検討を待って最終的に判断すべきである。

新株予約権は負債としての性格を備えていないため負債の部に計上することは適当でないという点については同意するので、現段階では資本の部に計上することが適当と考える。

基準案の結論の背景では、新株予約権は、現行制度で資本の部を構成する払込資本、留保利益、いわゆる「その他の包括利益」（その他有価証券評価差額金等の資本直入項目）のいずれにも該当しないため、資本の部に計上することには問題があるとしている。しかし、資本直入項目も最近になって資本の部に計上されることとなったものであり、新株予約権を新たに資本の部の構成項目とすることにも本質的な障害はないと思われる。

また、資本の部に計上する場合は失効時に利益に戻し入れる処理が説明しにくくなるとの考えも示されているが、現行制度上、資本直入項目から損益計算書への振替処理が行われ

ている一方、少数株主持分から損益計算書に直接振り替える処理はないことを考えると、新株予約権を少数株主持分とともに中間区分とすることが戻入処理を理論的に正当化する上で特に有用であるとは思われない。

## 2. 10 項について

### 【意見】

実績に基づく権利不行使による失効の会計処理について、「原則として」を削除すべきである。

### 【理由】

ここでは、権利不行使による失効は、原則として見積もりによらず、実績に基づくものとされている。その一方、48 項では、権利行使期間の残存期間が極めて短いため、残る権利行使期間内に株価が行使価格を上回るまで回復する可能性が認められない等、合理的に失効数を見込める可能性はあるとしているが、原則として実績によるとする以上、例外を認めるべきではないと考える。

## 3. 19 項について

### 【意見】

本会計基準の適用範囲に関する説明において、取引当事者間の事前の合意か事後の合意かという観点は削除すべきである。

### 【理由】

デット・エクイティ・スワップ取引 (DES) が本会計基準の適用範囲に含まれない理由の説明として、取引当事者間の事前の合意に基づく取引か事後の合意に基づく取引かという観点が示されているが、DES が含まれない理由については、企業が財貨又はサービスを取得する取引ではないという説明で十分と思われる。会計基準案の本文からは決して読み取ることのできない「事前の合意か事後の合意か」というような判断基準を「結論の背景」において持ち込むことは、不必要であるのみならず、解釈上の無用の混乱を招くおそれもあり、適切でないと考える。

## 4. その他

### 【意見】

2 項で説明されている「自社株式」と「自己株式」の相違を明示していただきたい。

【理由】

2 項に「自社株式」の定義が示されているが、他方、40 項や 43 項においては、「自己株式」という用語が使用され、「自社株式」と使い分けられている。したがって、基準の内容の理解のため、「自社株式」と「自己株式」の差異を明らかにするのは有用と思われる。

5. 適用指針について

【意見】

以下の取扱いを適用指針で明らかにしていただきたい。

( 1 ) 12 項に関連して、当初付与したストック・オプションを変更する場合に権利行使価格を引き下げるのではなく対象者を増加させる場合の取扱い

( 2 ) 子会社がストック・オプションを発行した場合の資本連結上の取扱い

6. 字句修正

下表のとおり。

項	「基準案」の表現	修正案
22 項（第 2 段落の 2 行目）	「しかし、対価の内容が自社株式の交付に結び付く（又は <u>その可能性がある</u> ）という点では、自社株式オプションと共通であり、・・・」	「しかし、対価の内容が自社株式の交付に結び付くという点では、自社株式オプションと共通であり、・・・」
55 項（2 行目）	「各報告期間における <u>の</u> 」	「各報告期間における」
63 項（第 2 段落の 3 行目）	「公正な評価額の増額部分 <u>について</u> 」	「公正な評価額の増額部分 <u>について</u> 」

以 上